



# 栃木県公報

平成28年  
6月22日(水)  
号外  
第46号

## 目次

### 告示

○知事指定薬物の指定..... 1

## 告示

### 栃木県告示第351号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年6月22日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 知事指定薬物の名称

- 1-（3, 4-ジメトキシフェニル）-2-（メチルアミノ）プロパン-1-オン（通称名3, 4-Dimethoxymethcathinone）及びその塩類
- 1-ベンチル-N-（キノリン-8-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名THJ）及びその塩類
- エチル=2-[1-(5-フルオロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルプタノアート（通称名5F-AEB, 5F-EMB-PINACA）及びその塩類
- メチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルプタノアート（通称名MDMB-FUBICA）及びその塩類

#### 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

#### 3 指定の効力発生の日

平成28年6月23日

（薬務課）